

6

今度はあなたの方と二枚目なんですね。それをとじ込んだ場合、縦書きのものはこっちから見、横書きのものはひっくり返して反対から見なければなりません。大体国会に出す書類からしてこんな不統一では、あなたの方で事務能率の向上を叫んでもおかしいじやないかと思うのです。そういう文句を申し上げるよりも、こういふ左横

ところで十分練つていただきまして、至急に統一する方向に進みたいと考えております。

○石山委員 それでは国会のわれわれには少しずつならしていくという意味で、ちょいちょい横書きを出されるわけですか。これがいいと思ったのならその通りやつていただきなさいがで、た
然にもう少し研究させていただきたいと考える次第であります。

○補支政府委員 作年未の人事院勧告において法律改正が行なわれまして、すべての公務員給与は人事院において勧告をする、それを政府が受けて立つという形式になつたわけですが、勧告をされたあとで、政府当局としてはこの問題をどのように研究なさつてあるかということをお聞きしておきたいと 思います。

ブとは何事だ、こういう強い意見がある。これは長官も御承知のように、仙台の人事委員会では二回も現業官厅に裁判が出ていたわけですが、みんな一萬円をこしているわけなんです。まあそれはさておいて、それ以外の三級、二級、一級、こういうようなものは、今回の改定に対して何らの恩典がなく、これはどうしたものだ、こういふ

書きが非常に便利で事務能率を上げるものだ、こうあなたの方で認定されならば、これはやはり各省に説明書だけでもそういうふうにすれば、説明書だけでもそういうふうにすれば、その他の地方へ配るものも全部どういうふうにするとかいう基本は立てられてもいいと思うのですが、いかがですか。

の会社なんかを見れば、仕様書は全部左横書きですよ。ところが通産省に対して許可を得なければならないといふときになりますと、それを要約して縦書きにしなければならないということなんです。そういう不便を感じてやつておるのですよ。能率の問題をフーバー委員会で研究なさうというのは、あなたの方お役人上がりだからそんなどとをおっしゃるのでしょうけれども、もはやすでこそんな寺町ではない。

めしに出してみたなんというようなことでは、ためされるわれわれは迷惑しこくだ。さつきもあげたようにとじるときにも困るですよ。せつかくあなたの方から二枚、三枚と配ってきたものをクリップでとめておるのを、わざわざはがきなければならぬ。右書きと左書きですからね。だから左書きがいいとなれば、もちろん法律等の関係もあるでしようけれども、左書きに移行するよう二名前をもつては当然だ。

につきましては、直ちにこれを全面的に実施すべく法律案等を用意いたして、目下法律案の作成過程でござります。おくれまして申しわけございませんが、こと数日のうちに国会に御提出申し上げて、御審議を願うことに相なることと考えております。

が違つておらまして非常に御迷惑をかけておりますことは、非常に申しわけないのであります。いろいろ研究をいたしまして、最近では横書きがいいのではないかという方向にもあります。しかしそれとても十分最終的な結果を得ておるわけではございません。

左横書きがいいということは大体わかつておるのでから、たとえば法律案としてはまだ書式の関係があるからやむを得ないけれども、しかし参考資料くらいは全部横書きに早急に改めよ。序内の文書はまず第一にそういうふうにやってみるといふような意気込

思つているのですが、あなたは言いわけしちゃいかぬと思うのです。そうでなければ、あなたの方とか自治省は、こういう左横書きをお出しにならぬ方がいいですよ。そうでなければまことに迷惑するということを私感じたものですから、これはあなたの方では重要

官庁の事務能率並びに民間の方々あるいは国会方面に御迷惑をかけないようになりますためには、何か統一した方向に進まなければならぬと思いま
すが、今回御審議をお願いしようといたしておりますの仮称行政運営審議会、例のフーバー委員会と称せられるものでございますが、そういうところまで十分至急に練つていただきまして、その審議会は行政運営の能率化をはかり審議会でございますので、そういう

○藤枝政府委員 今お話をもありましたように、たとえば法律案は縦書きで、そうして法律、政令等の中に書式のありますものは大体縦書きの書式であります。そういうこともありますので、今お話をのように説明書でありますとか、そういうものは至急に横書きの方向に進むようにはいたしましたけれども、弁解でなく、やるといふことを言ひなさい。

次にお聞きしたい点は、人事院から
去年、年末に公務員の給与に関するい
わゆる暫定手当、寒冷地新炭手当の勅
告がされているわけですが、先々国会で
あるかもしませんけれども、やはり
能率とか、書式の形式というふうな問
題を考えてみると、ある点の重要さが
ある。あなたの方はそれの方の元締め
のような感じがしましたので、法案と
はかけ離れたことを一言申し上げたわ
けです。

○石炭業者　そのおもとくじ　なんば
検討中ですから、今後一、三日である
いは様相の変化が起くるかもしれませ
んが、私の手元にもかなりに人事院勧
告に対しましては、たとえば北海道の
道南地区など、この前の石炭の場合何
ら恩典に浴しないといふのは遺憾じや
ないか、こういう異議の申し立てがき
ております。それから東北地方、四
級、五級地の寒冷地の場合の薪炭手
当、これも金額に直せば二千五百円、
今ごろ年間を通じて一千五百円のアッ

ただくといふことは、いろいろ内容を含めて検討していただくといふうな態度を一應とつていただかないと、いわゆる民情、民生というものに対し政府は目をふさいでいるということだろうと思う。特に私は今度の雪害に對して、あなたの方で考え方直すべき一つの現実的な冷酷な資料が提供されたと思っていけるのですが、その点はいかがでござりますか。

号 昭和三十六年二月二十一日

も、そういう書式との関係等をどう調整していくかというようなことは、さらにもう少し研究させていただきたいと考える次第であります。

○石山委員 それでは国会のわれわれには少しずつならしていくといふ意味で、ちょいちょい横書きを出されるわけですか。これがいいと思ったのならその通りやつていただければいいので、ためしに出してみたなんというよろなごとでは、ためされるわれわれは迷惑しこよだ。さつきもあがたのようにとじるときだ。せっかくあなたの方から二枚（三枚）と配つてきたものをクリップでとめておるのを、わざわざはがきなればならない。右書きと左書きですかからね。だから左書きがないとなれば、もちろん法律等の関係もあるでしようけれども、左書きに移行するよう努めをすれば私は当然だと思つているのですが、あなたは言いわけしちゃいかぬと思うのです。そうでなければ、あなたの方とか自治省は、こういう左横書きをお出しにならぬ方がいいですよ。そうでなければまことに迷惑するということを私感じたものですから、これはあなたの方では重要な問題ではないといふうにお考えになるかもしませんけれども、やはり能率とか、書式の形式といふような問題を考えてみると、ある点の重要さがある。あなたの方はそれの方の元締めのよくな感じがしましたので、法案とはかけ離れたことを一言申し上げたわけです。

において法律改正が行なわれまして、すべての公務員給与は人事院において勧告をする、それを政府が受けて立つて、目下法律案の作成過程でございます。おくれまして申しわけございませんが、ここ数日のうちには国会に御提出申し上げて、御審議を願うことに相なることと考えております。

○藤枝政府委員 昨年末の人事院勧告につきましては、直ちにこれを全面的に実施すべく法律案等を用意いたして、目下法律案の作成過程でございます。おくれまして申しわけございませんが、ここ数日のうちには国会に御提出申し上げて、御審議を願うことに相なることと考えております。

○石山委員 今までの例だと、人院院の勧告を検討するということは、何か理屈を探して人事院の勧告を八割くらいに減らすというやり方なんですね。減らすというやり方で研究なさつているわけですか。

○藤枝政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、暫定手当、薪炭手当等につきましては、人事院の勧告そのままを法律で実施すべく準備をいたしておるということです。

○石山委員 そのままといふことは、検討中ですから、今後一、三日であるいは様相の変化が起くるかもしませんが、私の手元にもかなりに人事院勧告に対しましては、たとえば北海道の道南地区など、この前の石炭の場合手当恩典に浴しないといふのは遺憾じゃないか、こういう異議の申し立てがきております。それから東北地方、四級、五級地の寒冷地の場合の薪炭手当、これも金額に直せば二千五百円、今ごろ年間を通じて一千五百円のアッ

ブとは何事だ、こういう強い意見がある。これは長官も御承知のように、仙台の人事委員会では二回も現業官厅に裁定が出ているわけですが、みんな一萬円をこしているわけなんです。まあそれはさておいて、それ以外の三級、二級、一級、こういうようなものは、今回の改定に対し何らの恩典がない、これはどうしたものだ、こういう強い不満の意見でござります。そうしますと、翻つて考えてみますと、前々からわれわれが力説をしている寒冷地の率の引き上げという問題がかなりありますと、翻つて考えてみますと、前々から受けた富山、石川、福井、新潟、雪害を受けた富山、石川、福井、新潟、こういうところからは、今回の雪害を中心にして、われわれに何ら給与改定の恩典がないということははなはだ認識を欠くものだということです。はがきでこんなになるほど陳情書が来ておりますけれども、長野、兵庫県なんかからもかなりの高さになるほど陳情書が私たちの手元に参っているわけです。ですから私のお聞きしたいことは、今までの政府の研究といふもののは、おおむねどちらも人事院の勧告よりも下回るような受け取り方をする。ここ四、五日で皆さんの方で検討していただくといふことは、こういう内容を含めて検討していただくといふうな態度を一応とついただかないと、いわゆる民情、民生といふものに対して政府は目をふさいでいるということであろうと思う。特に私は今度の雪害に對して、あなたの方で考え方直すべき一つの現実的な冷酷な資料が提供されたと思っていふのですが、その点はいかがでござりますか。

石炭手当の問題その他について、そこに勤務される公務員の方々のいろいろな御意見がありますことは、十分承っております。もちろんそれについても検討いたしておりますが、何分にも人事院が相当の時間をかけまして詳細な調査をされたものでございますので、もちろん態度としましては石山さんのおっしゃるような態度で進みたいことは思いますがれども、実際にはなかなか困難ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○石山委員 これは増子さんがおいでですから聞きますが、われわれ人事院に暫定手当の問題も研究していただきたいというふうに法律を改正したわけですが、われわれが前に地域給を暫定手当というふうな名前で解消する場合に、政府与党あるいは野党のわれわれもこれに参考をしてきめた経緯があるわけなんです。そのきめた経緯からすれば、今の暫定手当が野放しにされておるといふことは、少しく問題を隠している、ささいでいるというふうな点があると思うのですが、その点に関しても人事院以前の経緯を十分説明して、ひと人事院の関係を御説明願いたい。

○増子政府委員 御質問の点は、私どももとしましては十分連絡をいたしておるつもりでございますが、なおその上での改正法案が国会で御審議されておりますときも、すでに人事院としてはその御意見等をこの委員会で十分承つておるわけでございまして、私どもが申し上げるまでもなく、人事院としても問題の所在は承知しておるという

ふうに私は受け取っております。現在放任されているという御意見でござりますけれども、今回の勧告はやはりその問題を取り上げておるわけでござります。ただ全般的に暫定手当、いわゆる従来の地域手当を全部整理してしまうという段階にいかないという点は御指摘通りでございますが、これは石山委員もよく御承知のように、暫定手当を取り入れるということは、給与体系、俸給のベースなりあるいは体系の問題と非常に関係して参るわけでござります。
〔委員長退席、草野委員長代理着席〕
従いまして、単純に現在の地域手当、暫定手当を、現行給与としておる額をそのまま俸給に繰り入れてしまふということになりますと、地域的に非常に言えばこの俸給になるわけでございます。それではどうてい給与体系としては維持できないという問題でございます。そうしますと結局全体の給与水準の問題、しかも民間との比較の関係、そういう非常にむずかしい問題がそこに内在しておるわけでございます。そういう意味で私どももかねてから研究いたしておりますし、人事院としましても十分その点に留意して研究いたしておりますが、今日におきましては、それについての最終的な結論を得られないというのが実情でございます。ただ今回は御承知のように特に合併町村等における人事交流の障害を何とか解消したいというところに、まず重点を置いた勧告がなされたというふうに承知しております。

はいい理論だと思ふのですが、必要とする金額もかなりに多額になるので、よほどの思い切った行政措置がとられないと、これはやれないといふうに私たちを考えます。しかしその間においてなしくすし的に態勢を変えていく。この前のときにも三回やつてこの体系を何とか解消したいのだ。こう言つておつたわけです。ですが、その第一回をやってからかなり年数もたち、そして物価は都市と農村あるいは地方の中都市との関係を調べてみても、どうもだんだん差が少くなる。これは交通機関の關係もあるでしょうし、いろいろあるでしようが、差が少なくなつてきている現象、特に暫定手当の基本をなしたのは、当時の米のやみ価格といふものが中心の一つの指數でございまして、今日これはほとんど解消されたような格好でございます。そこで私は総務長官に検討の中身としてもう一べん訴えたい点は、暫定手当がそういうふうな意味で、今日のこの段階において——来年ではなく、この段階において動かし得ないものだ。そうするとどうしても私たちは薪炭手当の率といふものが、もう一べん光を浴びなければ不合理だと思ふのです。この問題の一例としてこういう例があります。秋田県の最高裁で判事が欠員なんです。仙台から転勤を要請しているわけですが、要請に応じないので。これはなぜかといふので地方新聞社で調べてみたら、地域給が一級安いというのです。薪炭手当は年一べんです。地域給は毎月ですかね。そろばん勘定したら、だれでもそろばんを置きますよ。そうして最近のようにこう雪が多いのでは、どうも冬の赴任などまづび

らだといって赴任をかえんじないの
で、今いる年寄りの判事が兼任するよ
うなやり方で裁判が進められている。
私は人を裁く立場の人として、そういう
ことがいいとか悪いとか言ってもい
かない。たまたま一例をあげたのであり
まして、何も私はその判事だけが悪い
という意味じゃないのです。そういう
ように、一般に本省並びに仙台等から
派遣される、あるいは転勤される高級
の官僚、優秀な官僚の方々は、どうも
雪の多い寒いところにはそういう意味
で来ないと、いう現実がはつきりしてい
ると思うのですよ。そうしますと今増
子室長がおつしやったようになかなか
暫定手当が困難だとかなんとか、でた
めとは言わないけれども、いつも同
じようなことを言って逃げてしまふ。
そうすると私の方ではいつも優秀な必
要な人がなかなか来ないといふこと
じやないです。そんなばかなことは
ないでしょ。そうでなくとも奥地だ
といわれているところで、政府から派
遣される人さえも来ないなんていった
ら、これはますます私の方は昔のえび
すながらの東北ということになる。北
海道ということになる。私はその意味
で検討をなさざるといふならば、寒冷地
の率といふものをこの場合もう一べん
考え直す必要があるのではないか。あ
るいは勧告された内容を修正なさると
いうことも、この際政府として考えて
もよろしいのではないかといふ意見で
ござりますが、いかがでござります
か。

が同じ給与がもらふるようになります」と
がいいと思うのでございますが、それ
は先ほど室長から申し上げましたよ
うに、なかなか困難であることは、これ
は御理解いただいておることとと思いま
す。従いましてそういう公務員の異動
等に支障のないような他の方法を考え
らぬいかという御意見は、十分私ど
もも研究する必要のあるものと考えて
おりますので、今後さらに検討を進め
ると同時に、人事院にもいき知恵を出
していただきようにお願いをいたした
いと思います。

○石山委員 人事院勧告に対し再度
お聞きいたしますが、政府がそれに対
する法律案を御提出なる時期はいつ
ごろでござりますか。

○藤枝政府委員 且下大体の成案がで
きておるわけでござりますが、多少調
整を要するところもございますので、
ここ数日はかかると思つております。

○石山委員 近い将来とか、数日と
か、いろいろ皆さんの方は事情がおあ
りでしようから、はつきりしたことは
わからなくなつてもいいと思いますが、私
が先ほど何べんある申し上げた点を
よく御研究なさつていただくといふな
らば、私はあえて何日に出すというよ
うな確信は必要といたしません。ただ
申し上げますけれども、私ここでただ
いま自治省の方々にも御意見を聞こう
と思っておりますが、今回の雪害で秋
田県は十一億、新潟県だけでも三十二
億、この調査は半月くらい前の調査で
すよ。私の生まれは秋田市ですが、こ
とは平坦地であります。そこでも大へ
んなものです。新潟県から出た資料を

れども、公務員がこの雪害に要した費用といふものは約五千円かかっています。それはなぜかというと、屋根の雪を落としたけれども捨てる場所がない。道筋にずっと雪が高く積もって、それをえつきえつき運搬して捨ててくれる。それからこういふうになると海が荒れておられます。それで北海道の石炭は余っているというのですが、海が荒れて石炭が新潟や秋田の港へ入らない。ですから石炭飢餓、木炭飢餓なんです。そろすると物価はどんどん上がっていく。それで私の申し上げたい点は、地域給のよくな暫定手当は恒久的な一つの体系をなしておると思います。しかしながら気象の変化によって暖かくなるのではなくて、中央気象台でもの場合でも、私はよほど考えに入れていただいてもいいのではないか。これからだんだん気象の変化によって暖かくなるのではなくて、中央気象台でも言つているのですが、恒例的にもとの姿に戻つていくということを指摘されておりますが、そういう点も一つ考えていただきまして、十分研究していただきたい。ここに与党の議員の保科さんなどおられれば、一つ修正運動をしたいと思うのですが、事金のこととなると保守党の連中はそっぽを向くといふことがありますから、一つ私は良識のある人事院、それをまたおさらよく研究なさる総理府を頼みにして、今度いい政府案が出ることを希望しておきたいと思います。この点はこれで打ち切ります。

○石山委員　総務長官に私は全体のおおらかな気持でお互いに話し合う必要があるということは、宮城、皇居です。われわれが皇居を造営するときは、少し拙速のきらいがあつたのではないか。もちろんあのときは、皇太子さんのいろいろな関係等がありまして、やはりあそこの場所がいいというふうな見解が大勢を占めて、あそこに造営になつたわけですが、あれから三年を経過してみると、東京都の交通難、あるいは工場の拡張、これは首都圈整備法などをやつて疎開をなさろうとしているのだが、それ以上にふえていつているわけです。こういうのを見ますと、ちょっと何か考え方を新たにしていいのではないかということを、われわれ担当委員会の一人として私は考えたわけです。もちろん文化あるいは工業の中心地である東京からうんと離れるということは不可能かもしません。しかしもう少し離れたような場所に、遷都といふやうな言葉を使つていいかどうかわかりませんけれども、皇居を移す。これは何か東京新聞にもついておりましたけれども、名前は忘れましたが、それに付随して政府の行政機関をつけていく。もちろん政府の行政機関がついていけば、われわれも行くでありますし、それから官立の学校等もその程度に疎開していく。そうすると東京都というのはよほど変わってくるのじゃないか、こういうふうな意見が雑誌等にも出ているわけです。これは今までここに皇居を造営することもい

といふらうに思つた人、たゞ無関心な人であつても、最近の大東京の膨張ぶりを見ると、これは何とかしなければならぬといふうな考え方になつたと思うのです。どうしても政治、行政機関に付隨したいわゆる皇居といふのは、この際別な意味で考えてみてよいのじゃないか。もちろん皇居は今造営中だから、こういう話もおかしいものだと思うのだけれども、それはそれでして、たとえば将来の大東京を考えた場合、やはり今一応考え始めておく必要があるだらうと思うのですが、政府ではそういうふうな話題はありませんですか。

○石山委員 私せんだけて品川から野に行くのに自動車を利用いたしました。そうしたらちょうど大手門のそばの方、つまり宮城をまるくして交通があるわけですが、朝の八時半ころで、たが、ほんとうに列をなして車が流れなるごとく間断なく来るわけです。ですから、それを横切ることが不可能だから、信号機があるわけでしょけれども、この交通量といふものは大へんなものです。この交通量を考えてみると、私はさうとだからよくわからぬけれども、やはり宮城を取り巻くところに問題があると思うのです。これを突つ切つしていく方法がない。縦割り、横割りの路線も一つもないというところに、一つの難点があそこにあるのではないかと、いろいろな考え方を持ちました。それはもちろんその道の人々がよく研究をされておるだろうと思うのですが、しきうと考えながら見れば、あの広い土地でござりますから、あの下道を通したらどうかというような有効な意見もございます。おそらく道路の方の専門の部門においては、その二

〇石山委員 私はその道路建設の方はよくわからぬけれども、一般的な感情からいえば、皇居の場所が大へん広いのだ。いろいろ熟慮審議したけれども、現在の場所がよろしいのだ。そろなればいろいろ支障があるかもしれないが、やはり地下道を通すといらすことでなければ、あの広大な地域は、交通量から見てじやまになるのではないか。あるいは地上を行かせるといふような方法もあるだらうと思いますが、いずれにしてもあの周辺をぐるぐる回らせるこという考え方は、やはりこの際おののが知恵を出して、回る範囲を何ばかりでも狭くする。こういう工夫が第二次段階にとられることが、皇居造営の建前であるといふに希望を申し上げて終わります。

次に私は自治省の方にお伺いしたい点は、今回何十年ぶりかであったといわれる東北、北陸、信越の雪害についてです。自治省としてはどういうふうな対策を持つていただけるかということを概略お聞きしたいわけです。

〇松島説明員 今回の雪害につきましては、道路、交通の確保あるいは今起これります災害防止等につきましては、それぞれ主管の各省において御検討のことと考えておりますが、私どもの方いたしましては実情を調査いたしまして、さしあたり当該各団体が必要といたします財政負担に対しますする措置を考慮いたしておるところでござります。すなわち今回の雪害に伴いまして、特別交付税の配分にあたりまし

らすれば、陳情団が来る前に、費用等の関係もあるかもしませんけれども、地方の自治官庁の中心になる自治省は、一番先に雪害の調査を手元に置いていかなければならぬと思います。建設は建設、農林は農林でそれぞれやつていられると思いますけれども、総合的にちゃんとつかんでいなければならぬのが自治省の任務だと思う。そういう意味では、調査団を出しておりますか。

○薬田政府委員 調査団を先般派遣されましたが、それには一応加わっておりません。ただ私の方の仕事といたしましては、主として財政的な措置といふことが中心でありますので、もとよりそのうちには調査に職員を派遣して実地に実情を調査したいと思っておりますが、とりあえずは年度末も近うございまして、措置をするといったしますれば、財政的には特別交付税しかない。石山委員がごらんになりましたように、少數人員でやつておりますものですから、とりあえず資料を書面でとつて、それを基礎にしていろいろ必要経費を査定しておる、こういう状況でございます。

○石山委員 資料調査というものは、これも今までの例からすれば、政府の方から悪い習慣をつけまして、二割、三割かかっているのだろう、そういう一つの既定観念を持つて、あなたの方では頭から二割、三割減らすといやり方です。そろするとたまたまはじめなたとは社会党の市長、社会党の町長みたいな人は、まじめに査定してそのまま出してくるわけです。それが一般的なしやくし定木によって滅ぼされるということがあるわけです。人員が

不足だということはほんとうに残念なだけれども、書面での査定といふものはそういう危険性が多分にあるということです。ですから私は調査をしていただきたいというふうに思います。これからでもおそくはございません。秋田県でも新潟県でも、東北六県の知事会でも、資料としてはおそらく手元に差し出していると思うのです。しかしそれは半月前の資料でございまして、その後、半月の雪害というものはこれは大へんなものです。ですから、これからでもおそくはないから、それぞれの県に有能な人を短時日でもいいから出して、あの雪の中に入つて調査する。こまかい数字を調査するといふことも大切ですけれども、あの雪の中で二時間、三時間汽車におくれられ、それで、そろして目的地に達して知事なり副知事なり、あるいは市長の話を聞くべきどんなものだか、すぐわかるのです。数字がすぐわかるのです。その上に立つての数字の査定だと、その数字が生きてくる。何ぼに査定せんなんて言いません。東京の雪の降らない、日の輝くところであなた方が数字を査定するのではなく、一ペん二メートル、三メートルの雪のトンネルをくぐつて現地へ行って、一尺以上の長ぐつの中に雪が入るところで、自動車に乗らぬで歩いて話を聞いてくる。そうして東京へ帰つて提出された資料を見て検討すれば、ここらあたりは本物だといふことがわかる。ここらあたりはおかしいという勘が働く。この日の照るところにいて勘を働かせると言うても、勘が働くわけがないではありませんか。更道に反しますよ。お金のないことも人手の少ないこともわかるが、こうい

う災害の実際がわかるためには、やはり現地に皆さんのお部下を一べん出してみるということが、この際必要だろうと思ふ。今度の雪害はこれだけではない。ここ当分続きそうな傾向がある。ですから今年を手初めに東北、北海道、信越等の雪害対策について、考直していただく時期がきたと思ひます。私は秋田市ですが、終戦以来最近まで私たちのところでは屋根の雪をおろしたことはございません。それが今一度は二回おろしたのです。それがずっと続くなれば、やはり考えていただかなければならぬと思います。文部省では、学校の場合はよそと違つて、東北地方には雨天体操場といふものを設けてもらいました。それほど違ひがあるのです。

う心配があるから、四寸で建てるわは
なのです。たとえば関東以南では作
なくともいいわゆる農家における施
業場、一般的のうちでは薪炭小屋、つけ
の小屋がありますが、これも大てい
坪から四坪くらいの薪炭とつけものト
屋がないとやつていけないというのが
普通東北地方の慣例でござります。
従つて建坪の面積が広くなり、建てて
材料の価格が高くなるが、これに対する
固定資産税が不公平であることに對
して、何かこの場合それではいかなか
じやないかといふような考え方で査定
をなさる気持でいられるかどうか、よ
ういうふうに見ていられるか、説明いた
ただきたいと思います。

の評価のお話をさせますが、大体一般的に申し上げまして、積雪地帯の家屋とそうでないところの家屋とは、大まかに分けて三つ違いがあると思います。御指摘のように、柱が大きいとかあるいは床面積が広いこと、もう一つの問題は早くいたむということあります。雪に当たりますから寿命が短い。大体その三点が大きい違いでござりますが、現在の固定資産税の評価の仕組みは、市町村におきまして点数で家屋の格づけをいたします。そうしますとその場合に都道府県知事から平均価格というものを指示いたします。床面積一坪当たりこれくらいの評価になるようなどう平均価格というものを指示いたしております。その平均価格の指示におきまして、ただいま申し上げました三つの点を從来から考えております。まず早くいたむ、耐用年数が短いという問題ですが、これは積雪地帯を区分いたしまして、平均価格の算定上それぞれ減価をしておるわけであります。それから柱が大きいといふ問題につきましては、平均価格の算定上、東京における家屋で計算をいたしております。従つて先ほどのお話をによりますと、三寸、五寸というお話をございましたが、東京において三寸ということになりますと、それで計算をいたしておるわけです。従つてやはりそれだけ割安になる平均価格を出しておるわけでございます。それからもう一つ、作業場等の関係で床面積が広いという問題も、町村の平均の床面積を東京によりましてやはりそれぞれ平均価格上減価率を設けてやっております。今のところは大体そういうやり方でやってきておるわけでございます

が、御承知だと思いますけれども、おと
としから評価制度全般につきまして見
直してみると、いろいろの、固定資産評価
制度調査会といふものを設けて検討い
たしておりますが、この評価制度調査
会におきましては、家屋のこういう問
題については個々の実態に合うように
基準そのものを地域ごとに作つたらど
うか。先ほど申し上げました耐用年数
の一例をとりますと、耐用年数全国一
律というのではなくて、その基準を積
雪寒冷地帯、あるいは鹿児島、宮崎の
ような台風常襲地帯ということで、地
域ごとに基準を作ることで実態に合わ
せるよう努力していく、こういう意
見が今のところ非常に有力な意見に
なっております。これは三月までに答
申で出でてくるわけでございますが、そ
の結果を見まして、また将来の問題と
しては実情に合うようにな再検討を加え
たい、こういうふうに考えておるわけ
であります。

す。塩分を含んだ雪がたとえばトタンの屋根に上がつて、これが一ヵ月も屋根の上に乗つていると仮定をすれば、これは表と裏ではおそらく半分くらい違うのではないか。片方が三年持てば片方が一年半くらいしか持たぬのじゃないかという事例も、おそらく生まれてくるだらうと思います。木材の場合もそうです。雨と雪では湿度が全然違うわけでしょう。雨はかわければなくなるのですが、雪は一たん水になつてそれから蒸発するといふような関係で、その間にはかなりいろいろな影響を材木等に及ぼしているのではないか。耐用年数の問題は今まで研究していただいているだらうと思うけれども、この際もっと研究していただきて、短縮される方向に進む必要があるのではないかという意見でございます。

もといったしましては去る十二月の国会に、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律といふ法律を御提案申し上げまして、交付税計算上、この給与費を含みます各行政費目につきましての給費改定を十月から実施したいたします場合の増加経費を、法制上の言葉で申しますと単位費用の増額という形でもって、法律の改正をお願いをいたしたのでございます。この改正法律案によりまして、通常は八月に普通交付税を決定するのであります。本年度分も八月中に決定をいたしておったのでありますが、この特例法案におきまして再算定を行ないまして、一月の末日に再算定の交付税額を決定をいたしました。なお十二月中には早急に給与改定を実施するところもあるであろうという配慮のもとに、一応改正法律によって交付されるであろうといふ見込額の半分程度を概算交付いたしましたが、一月には本式に再算定を決定いたしまして、差額を二月の九日に全額各市町村団体に交付いたしております。従いまして私どもいたしますては、國家公務員に準じた給与改定はこういう措置によって講じられるものと考えておる次第でございまして、府県等におきましては、もうほとんどそういう線に従つて実施をいたしてみると私どもは報告をいただいている次第でございます。

じ考え方で、それぞれ国家公務員の給与改定に準じて行ない得るような財政措置をいたしたわけでござりますから、私どもといたしましては市町村においても県においても同様になし得るものと考へておるのでございます。ただ市町村におきましては、団体によりましてベースの関係が、府県のようにほほどこの団体でも同じような水準というわけには参らないところも若干あつて、従いまして一般的な算定方法をもつてしては、団体によつては必ずしも十分でないというところもあつたのではないかろか。これは推測でござりますけれども、そういういた関係、その他の事情でおくれているのではないかと考えておりますが、私どもとしては年度内には片づくのではなかろうかと考えております。

もそういう関係で黒だというふうに査定されていきますと、末端では私は非常に操作上困難を感じているのではないかと思うのですが、そういう事例等は十分勘案されて特交等の問題を処理なさっているかどうか。

○松島説明員 普通交付税におきましては、少なくとも交付税全般を通じまして同様でございますが、個々の団体が赤字であるか黒字であるかといふことを基準として交付税を配分するというやり方は原則的にとつておりません。と申しますのは、団体によつて財政運営のいかんによつて交付税が受けいもらえたり少なくもらえたりということであつては、非常に不公平な場合が起きるわけでございます。従いまして黒字だから交付税を交付しない赤字だからその赤字を埋める分を交付するというやり方は、原則として考えておりません。だいま御質問のございました結果改定につきましては、少なくともどこの団体も一定の方式に従つて給与改定を実施したとするならば、必要となるであろうという金額を、交付税の計算方法に従いまして計算をいたして交付するわけでござりますので、その団体が現に赤字であるか赤字でないかというような問題は、一切その考慮の中に入らないわけになります。なお特別交付税の配分についてでございますが、特別交付税は、その団体の財政事情といふものもある程度考慮して参らなければならないわけでございますので、赤字のために給与改定ができない、しかも赤字再建のためいろいろな努力をしておられるというような団体につきましては、そりといった事情もくんだ上での、この特別交

付税の配分をいたしておるわけでござります。しかしこの場合におきましても、たとえは雪害があつた、そのために特に経費が必要であったとか、あるいは災害があつた、そのために特に経費が必要であったというような、それ特に経費が必要であったとか、あるの項目に従つて特別交付税を配分することといたしておりますので、たゞぼく然と足りないからとか足りるからというような判断のもとに、交付はいたしておらないわけでござります。

○石山委員 告さんの指導は、窮屈の中でもよかつたのでございましょう。だんだん赤字の自治団体が減つてゐるところとは事実です。非常に苦情を言つてゐる地方団体もありますけれども、大勢としてはよくなつてゐるということは事実だらうと思います。しかしこういうふうに今回のよくな雪害が出れば、その自治団体としては目に見えない費用がたくさんかかつてくるのです。除雪費一つとっても、これは大へんなものだと思います。私、新潟県の官公労の組合から資料をいただいたのですが、一軒の家でも四千円ぐらいかかる、こういうふうに言っております。地方団体としては四千円というものが積もり積もつてゐるわけです。かなり積もり積もつた形で、特に十万なら十万の都市として交通機関を完備しなければならぬ、氷で破裂した水道の修理をしなければならぬといふような、いろいろな問題が出てくるだらうと思います。こういう点を、この際皆さんの方でも十分考えていただいて、それぞれの税制の問題も活用してもらわないと、個人的に見ても今言つた思いがけない三、四千円の出費

ういう出費によって赤字が出る。そのためにたとえは学校経費が節約をされると、PTA費でそれを補う、町村道の場合は砂利は持つてくるけれども散布するのは町内でやれ。はなはだしいのになると砂利までも運ばざれる。そうでなければ春の泥濘を防ぐことができない。こういう現象が起きてくるだらうと思います。そういうことが予想されます。当面の雪によって受けた各雪害はもちろんござりますけれども、雪の消えたあとで徐々に起きてくる、与える欠損といふものも莫大なものだと思ひます。こういう点も十分御研究をしていただきまして善処していただきたい。私どもこう見ているのです。自治廳から自治省に昇格した腕だめしは、今回の雪害をもって、省の方々がどういうふうに地方団体を御指導なさるのだろう、そうでなければ、何も自治廳でよかつたのじやないかと念しこくでござりますから、一つ私の方でも地方団体についての経費の節約、事務能率を上げるように、われわれも十分研究して協力いたしますけれども、皆さんの方でもその点を十分勘案されて、天災によつてこうむつた雪害地に対しても特段の配慮をしていただくようにお願いをいたしまして、質問を打ち切ります。

題の焦点は、水道組合が水源地確保その他のために多額な起債を受けて、年間十億円の水揚げがある中で、四億も五億も、多いときには六億円もを起債償還費に充て込まなければならぬ。それが償還できるまでといふものは、少々水道料金を上げてもまかない得ないといふ事態に立ち至つたので、何とかその起債の償還年限を延長してもらいたいといふ陳情があつたのです。厚生省の方へお話を申し上げたら、厚生省の方としてはできるだけ御要望に沿うようだ大蔵省とも折衝中であるし、多額な何十億というようなお金を、二十年あるいは二十五年で減価償却をしてしまそということは、これは非常に重要な問題であるからということで、厚生省の方は非常に同情的であるし協力的である。自治省の方に行つたならば、なかなかそう言わない。御希望はごめつともなところはあるけれども、これもいわゆる財源回収として新規事業に投資するのが有利であるか、あるいはまた現在作つておるところの運用を助長するのがいか、なかなか検討を要するところだといふうな、冷たい態度でありました。私は何も水道の問題だけを言うわけではありません。私は福岡県から出ましたが、福岡県にいたとしても、毎年々々の起債償還費は約二十億、ことしは二十三億か二十四億になると思います。百十億か百二十億の税収自己財源百一、三十億の中でもって、二十数億といふ純財源を借り払いだけに充てるということかいかに困難な問題であるかということは、想像にかたくないものがあるのであります。二十億円といふ金があるまるではなくて、たとい半分でも行政方面に使用

きるならば、公共事業にしても三分の一の負担額であるならば、二十億円れば六十億円の道路の改良ができますし、河川の改良ができますし、学校を申しまして、二十数億円の純財産をそのまま借金払いと利子に取られてしまうというような状態になります。福祉のために使うことができるが、何を申しましても、二十数億円の純財産も福岡県だけではなく、各地方自治体が、圧縮された地方自治体の財政状況の中でも、やらなければならぬ仕事は山積し、さらばといつて自己の財源ではなく、やむなく起債という借金の中で、それぞれの仕事をやってきたのが今日で、やらなければならぬ仕事は累積して、そしてそういう苦境に立たされておるというのが今日の実情ではないかろうか。こういう問題の処理ははかっていかれるところに、今後の自治省の大きな仕事が存在するのではないかろかと私は考えます。起債の償還年限を大幅に延長されるよう、私が自治省に行つてお話を聞いたときのよくな、そういう冷たい態度でなくて、自治体が正面しておる困難をどう解決してやるかといふ、あたたかい、熱情のある処置を私は要望したいと思うのですが、ないというお考えかどうかということを、一つお伺いしておきたい。

く自治省当局でお話をいたしましたのは、水道事業といふのは、大体起債を財源として独立採算制で經營する建前になつております。従いまして起債を常に頭に置きながら、運営をしていくことになるわけでございますので、おそらくは一般經營、水道事業の經營問題、それから起債の利子の問題、そういうことになるわけでございますのと、その事業については十分検討する必要があるのではないかということを言つたのではないかと思ひます。あるいは違うのかもしれません。私帰りますて聞いてみますけれども、地方債の元利の償還年限を延長するということは、御指摘の通り必要なことでござりますし、私どもは在来からその方向に努力をいたしております。従つて当局がその公債の元利償還の年限を延長していくといふ話について、頭からそんなことをよりといふようなはずはないとの私は思うのであります。おそらくは「一般經營問題とのからみ合いで、そういう話になつたのではなくらうかと推察するのでございますが、具体的な問題はわかりませんので、役所に歸りまして聞いて参りますけれども、一般的にはいつときほどではございませんけれども、地方債の償還額が地方財政を非常に圧迫しておりますので、何とか救命やつてきたわけでございます。現に済していくといふことですので、何とか救済してきましたは、特に事業債につきましては償還年限と施設の耐用年

数が一致していない、施設の耐用年数より償還年限が短いということが多いのですので、これにつきましてはお話のような方向で大蔵省と大いに折衝しておるまつ最もでございます。從いまして御質問のように決して冷たいような態度で問題を扱うような気持はありませんからございませんので、誤解がないようにお願いしたいと思います。なおりにもそういうような印象を与えたといたしますならば、それは私たちの不徳のいたすところでございます。深く反省いたして参りたいと思います。

○久野委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和三十六年二月二十三日印刷

昭和三十六年二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局